

大分県バドミントン協会出張旅費・日当・駐車場代等支給規則

第1条 この規則は、大分県バドミントン協会の役員(以下「役員」という。)が会務のため出張したときに支給する出張旅費・出張に係る日当・駐車場代等について規定する。

第2条 本会の予算の範囲内において、出張旅費(以下「旅費」という。)として、別表1(県外旅費)・別表2(県内旅費)に示す額を支給する。

また、下記の会務に出張した時、旅費に加えて別表3により出張に係る日当(以下「日当」という。)及び有料駐車場代(以下「駐車場代」という。)等を支給する。

但し、天災その他やむをえない事由があった場合は、その現により支給する。

2 社会人、レディース、学連、高校部、中学部、小連・スポ少部(以下「各連盟」という。)において既に旅費規定等を設置している場合は、その規定で運用することを認める。

- (1) 会議・組み合わせ会・他機関との打ち合わせ会に出席した役員
- (2) 審判・指導者等養成講習会の講師及び補助員
- (3) 大会に参加した本部役員・運営要員・審判員・補助員等
- (4) 強化練習会に参加した指導者及び強化補助員等
- (5) 県外等への派遣審判員
- (6) 有料駐車場を使用した場合の実費

(注) 上記に該当する役員とは、県・県スポ協・日バ・九州連盟・県協会長 理事長・各種事業等責任者から派遣依頼があった者に限る。

第3条 宿泊を必要とする場合は、県外1泊13,000円を支給する。
県内1泊10,000円以内の実費を支給する。

第4条 県を代表して参加する選手・監督の旅費等は所属する各連盟において、予算の範囲内で支給することができる。

但し、県が派遣する選手・役員等(国体等)の旅費・日当は県の規程を適用する。

第5条 他機関から旅費等が支給された場合は、本規則を適用しない。

第6条 本会が支給する上記以外の課税対象経費を受給した場合は、受給者の責により国・県・市町村等への税の支払い義務を負う。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

この規則は、令和4年4月29日から施行する。

この規則は、令和6年4月29日から施行する。

この規則は、令和7年4月29日から施行する。

県外交通費早見表(別表1)

項	出張先	大分県
1	北海道	80,000
2	青森県	85,000
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県	
15	山梨県	
16	新潟県	65,000
17	長野県	
18	富山県	
19	石川県	
20	福井県	
21	静岡県	50,000
22	愛知県	
23	三重県	
24	岐阜県	

項	出張先	大分県
25	滋賀県	40,000
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	30,000
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	香川県	30,000
37	徳島県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	九州
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

宿泊費 1泊当たり

県外 13,000円とする。

県内 10,000円以内の実費とする。

※ いずれも宿泊費の領収書を提出することし、上記を限度額とする。

旅費 上記早見表と実質運賃が乖離している場合は、実費支給を認める。

条件 原則大阪以北は航空運賃、以西はJR運賃を支給する。

2 航空運賃・JRについては実費精算とする。但し、JRで複数ルートがある場合は、原則最安価の運賃とする。例外として、開始時間に間に合わず前泊する必要がある場合は、合理的なルートを選ぶ。

3 自動車利用の場合は、最寄りJR駅を基点としたJR運賃にて精算。但し、2枚切符が使える区間についてはねこれを利用する。

令和6年4月29日改定

令和7年4月29日改訂

県内旅費早見表(別表2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	大分市	由布市	別府市	日出町	杵築市	国東市	姫島村	豊後高田市	宇佐市
大分市	300	1,800	1,100	2,000	2,700	4,100	5,400	3,900	4,100
由布市	1,800	300	2,500	3,400	3,900	5,400	6,300	5,100	5,300
別府市	1,100	2,500	300	1,200	2,000	3,500	4,800	3,200	3,400
日出町	2,000	3,400	1,200	300	1,000	2,800	4,100	2,500	2,700
杵築市	2,700	3,900	2,000	1,000	300	2,100	3,500	2,500	2,800
国東市	4,100	5,400	3,500	2,800	2,100	300	2,000	2,900	3,600
姫島村	5,400	6,300	4,800	4,100	3,500	2,000	300	2,300	3,000
豊後高田市	3,900	5,100	3,200	2,500	2,500	2,900	2,300	300	1,200
宇佐市	4,100	5,300	3,400	2,700	2,800	3,600	3,000	1,200	300
中津市	5,000	6,100	4,300	3,600	3,700	4,500	3,900	2,300	1,600
九重町	4,100	3,000	3,500	3,900	4,600	6,000	5,800	4,200	3,600
玖珠町	4,300	3,300	3,700	4,100	4,800	6,000	5,600	4,000	3,500
日田市	6,000	4,900	5,300	5,700	6,200	6,700	6,400	5,300	4,800
豊後大野市	2,700	3,900	3,400	4,000	4,700	6,100	6,600	5,800	6,000
竹田市	3,800	3,100	4,500	5,200	5,800	6,500	7,000	6,400	6,500
臼杵市	2,500	3,800	3,200	3,900	4,600	6,000	6,500	5,700	5,900
津久見市	3,000	4,200	3,700	4,400	5,000	6,200	6,700	6,000	6,200
佐伯市	3,900	5,100	4,600	5,200	5,900	6,500	7,000	6,400	6,500
	大分市	由布市	別府市	日出町	杵築市	国東市	姫島村	豊後高田市	宇佐市

	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	中津市	九重町	玖珠町	日田市	豊後大野市	竹田市	臼杵市	津久見市	佐伯市
大分市	5,000	4,100	4,300	6,000	2,700	3,800	2,500	3,000	3,900
由布市	6,100	3,000	3,300	4,900	3,900	3,100	3,800	4,200	5,100
別府市	4,300	3,500	3,700	5,300	3,400	4,500	3,200	3,700	4,600
日出町	3,600	3,900	4,100	5,700	4,000	5,200	3,900	4,400	5,200
杵築市	3,700	4,600	4,800	6,200	4,700	5,800	4,600	5,000	5,900
国東市	4,500	6,000	6,100	6,700	6,100	6,500	6,000	6,200	6,500
姫島村	3,900	5,800	5,600	6,400	6,600	7,000	6,500	6,700	7,000
豊後高田市	2,300	4,200	4,000	5,300	5,800	6,400	5,700	6,100	6,400
宇佐市	1,600	3,600	3,500	4,800	6,000	6,500	5,900	6,200	6,500
中津市	300	3,600	3,400	3,700	6,400	6,800	6,300	6,500	6,800
九重町	3,600	300	500	2,500	5,500	4,200	6,000	6,200	6,500
玖珠町	3,400	500	300	2,300	5,700	4,500	6,100	6,300	6,600
日田市	3,700	2,500	2,300	300	6,500	6,000	6,700	6,900	7,200
豊後大野市	6,400	5,500	5,700	6,500	300	1,900	2,400	2,900	3,000
竹田市	6,800	4,200	4,500	6,000	1,900	300	3,800	4,200	4,300
臼杵市	6,300	6,000	6,100	6,700	2,400	3,800	300	1,200	2,900
津久見市	6,500	6,200	6,300	6,900	2,900	4,200	1,200	300	2,200
佐伯市	6,800	6,500	6,600	7,200	3,000	4,300	2,900	2,200	300
	中津市	九重町	玖珠町	日田市	豊後大野市	竹田市	臼杵市	津久見市	佐伯市

宿泊費 1泊当たり 県外13,000円 県内10,000円以内の実費とする。

中・高生の旅費については、交通費の実費を支払う。

各種会務に参加した場合の日当額(別表3)

項目	内容		支給額			備 考
会議等	県内	1回又は1日	1,000円			県・県スポ協・日バ・九州連盟・県協会長等から公文書等により会議出席依頼があった場合に限る。
	県外	1日	2,200円			
組み合わせ会議	県内	1回又は1日	1,000円			理事長・大会開催責任者等から出席依頼があった場合に限る。 旅費・日当・宿泊費等については依頼団体と協議して決定する。
	県外	〃	-			
講習会	部外講師	1回又は1日	相場			謝金として税込み価格を支給する。税金等の支払いは受給者が行う。 会員であるため謝金ではなく出張手当として支給する。但し、日本(県)スポーツ協会委託事業の場合は、日本(県)スポーツ協会の規程に準じる。
	講師(会員)	〃	2,000円			
大会役員等	本部役員	1回又は1日	2,000円			理事長・審判委員長・大会開催責任者等から出席依頼があった場合に限る。
	運営要員	〃	2,000円			
レフェリー (競技役員長)	資格内訳等		基礎額	加算額	支給合計	
	1級	一般	2,000円	3,000円	5,000円	県協会直轄大会で審判委員長からレフリーに指名された者 (直轄大会：国スポ県予選・県民スポ・県総合・県協会長杯) ※加算額は審判委員会から支給。
	2級	一般	2,000円	2,000円	4,000円	
	3級	一般	2,000円	1,000円	3,000円	
審判員	1級	一般	2,000円	1,000円	3,000円	県協会直轄大会で審判委員長から審判員に指名された者 (直轄大会：国スポ県予選・県総合・県協会長杯) ※加算額は審判委員会から支給。
	2級	一般	2,000円	500円	2,500円	
	3級	一般	2,000円	0円	2,000円	
	審判補助員	中・高校生	-			使用済みシャトルを支給する。必要に応じて学校所在地からの公共交通機関の交通費(実費)を支払う。
レフェリー・審判員		一般	2,000円	0円	2,000円	直轄大会以外の大会
強化練習会	外部指導者	1回又は1日	相場			謝金として税込み価格を支給する。税金等の支払いは受給者が行う。
	指導者(会員)	〃	2,000円			会員であるため謝金ではなく出張手当として支給する。
	補助員(会員)	〃	1,000円			〃
	中高生	〃	交通費(実費)			必要に応じて学校所在地からの公共交通機関の交通費(実費)を支払う。
派遣審判員	審判員		-			旅費・日当・宿泊費等については依頼団体と協議して決定する。 但し、県協会長・理事長が派遣審判員として指名した者に限る。